

社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会 開催要綱

1. 目的

無料低額宿泊所等については、平成30年6月8日に公布された生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による見直しが行われ、住居の用に供する施設を設置して第2種社会福祉事業を行う場合の施設（社会福祉住居施設）について最低基準を設けるとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者の日常生活上の支援を一定の質が確保されている無料低額宿泊所等（日常生活支援住居施設）に委託できる仕組みを創設することとなっている（令和2年4月1日施行）。

今般、改正法の施行に向け、社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会を開催し、有識者からの意見を聴取することとする。

2. 検討会における意見聴取内容

- (1) 社会福祉住居施設（無料低額宿泊事業）の対象範囲
- (2) 社会福祉住居施設の設備、人員、運営に関する基準の在り方
- (3) 無料低額宿泊所等における住宅扶助基準の面積減額の適用の在り方
- (4) 日常生活上の支援が必要な者の範囲の考え方
- (5) 日常生活上の支援の内容
- (6) 日常生活支援住居施設の認定基準の在り方
- (7) 日常生活支援の委託の在り方

3. 検討会の構成員等

- (1) 検討会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 構成員のうち1人を座長として厚生労働省社会・援護局長が指名する。
- (3) 座長は必要に応じ、検討に必要な有識者等の参加を求めることができる。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会は厚生労働省社会・援護局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、社会・援護局保護課が行う。
- (3) 検討会の議事は、原則として公開する。

別紙

社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会
構成員名簿

大西 豊美	全国救護施設協議会会長
岡部 卓	明治大学公共政策大学院教授
奥田 知志	NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
鈴木 茂久	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課長
辻井 正次	中京大学現代社会学部教授
西脇 誠一郎	東京都福祉保健局生活福祉部保護課長
平野 方紹	立教大学コミュニティー福祉学部教授
廣吉 敏明	名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課長
藤掛 博行	新宿区役所福祉部保護担当課長
水内 俊雄	大阪市立大学都市研究プラザ教授
向井 順子	大阪市福祉局生活福祉部保護課長
山田 壮志郎	日本福祉大学社会福祉学部准教授

(五十音順)